

平成23・24年度建設工事等競争入札参加資格の主な留意点について
(平成23年5月1日からの改正内容をご確認ください)

1 経営基盤強化を図った建設業者の再審査

入札参加資格決定後に、以下の経営基盤の強化を図った建設業者については、随時、資格審査の再審査を実施いたします。

- ① 会社の合併
- ② 経常建設共同企業体の結成
- ③ 協業組合の設立
- ④ 建設業新分野進出支援補助金の交付決定

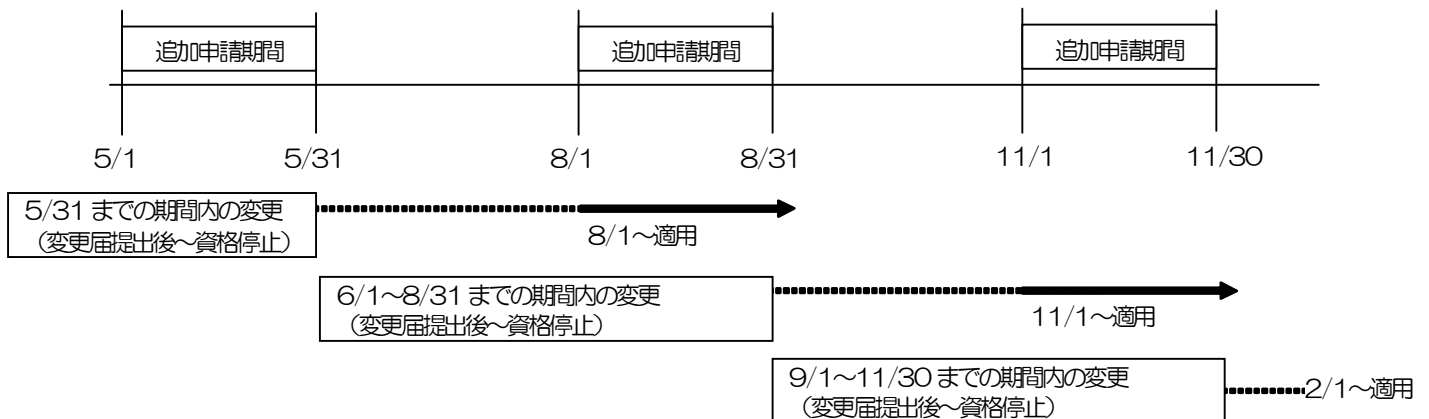
※ ②～④については、経営基盤強化の評価に係る事務処理要領に基づき評価適用が決定された場合に限りです。

2 営業所の所在地変更の取扱い

資格者名簿に登載された営業所の所在地を変更した場合において、変更前と変更後で、所在地を所管する土木事務所が異なる場合は、一定期間入札参加資格を停止するものとします。

所在地変更をした場合は、速やかに、変更後の土木事務所へ届出を行ってください。

(参考) 県内建設業者の場合



3 入札参加資格の取消し

入札参加資格決定後、以下の要件に該当することとなった場合は、原則として、入札参加資格の取消しとしますのでご注意ください。

- ① 独立した営業所を有さなくなった場合 (入札参加資格を有する業種が同一のものに限ります。)
- ② 代表者 (建設業許可上の代表者) が、資格者名簿に登載された他の建設業者の代表者 (同左) と同一である場合 (入札参加資格を有する業種が同一のものに限ります。)
- ③ 資格審査申請書 (添付書類を含む。) に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ④ 経営事項審査の有効期限が切れた場合